

令和6年2月20日

各 市 町 長 様
（広島市、呉市、福山市を除く）
各 一 部 事 務 組 合 管 理 者 様
（福山地区消防組合を除く）
広島県後期高齢者医療広域連合長 様
広島県公立大学法人 理事長 様
独立行政法人府中市病院機構理事長様
公立大学法人尾道市立大学理事長 様
公立大学法人福山市立大学理事長 様
広島県水道広域連合企業団企業長 様

地方公務員災害補償基金広島県支部長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県総務局福利課内

令和6年度概算負担金の納付等について（通知）

地方公務員災害補償基金業務については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和6年度概算負担金については、地方公務員災害補償法第50条及び同法施行規則第42条の定めるところにより、次の事項に留意の上、概算負担金報告書を提出するとともに、概算負担金を納付してください。

1 提出書類

令和6年度概算負担金（〔普通〕負担金）報告書

2 概算負担金報告書の提出期限

令和6年3月25日（月）

3 概算負担金の納入期限

令和6年4月11日（木）

4 振込口座

広島銀行 県庁支店 普通預金 0603678

地方公務員災害補償基金広島県支部長 広島県知事 湯崎 英彦（ユザキヒデヒコ）

5 留意事項

（1）令和6年度の概算負担金の算定基礎となる給与の総額は、令和4年度の決算に計上された給与の総額（退職手当及び児童手当を除いた額）としてください。

なお、この給与の総額は、令和5年度に算定事務を行った令和4年度の確定負担金の給与の総額と一致することになるので、その数値と誤りがないよう注意してください。

また、臨時・非常勤職員制度の見直しにより、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入に併せて臨時的任用職員の取扱いが改正され、任用当初から地方公務員災害補償法の適用となっております。

- (2) 令和6年度の概算負担金の額は、別紙の「令和6年度概算負担金報告書」（以下「報告書」という。）により算定してください。
- (3) 令和6年度の概算負担金に係る理事長が定める率（以下「理事長が定める率」という。）は、「令和6年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款第17条の3第1項に規定する理事長が定める率について」（令和5年11月2日付け地基経第58号理事長通知）を参照してください。（理事長が定める率は、報告書算定基礎E欄に転記済みです。）
また、理事長が定める率は職員区分毎に異なるため注意してください。
なお、「理事長が定める率」を用いることで、概算負担金の額が、実態と著しく乖離するおそれのある地方公共団体等については、「理事長が別に定める率」を用いることができます。この場合においては、令和6年3月8日（金）までに申し出てください。
- (4) 令和6年度に新設される地方公共団体等及び令和5年度に新設された地方公共団体等の概算負担金の算定基礎となる給与の総額は、令和6年度の予算に計上された給与の総額（退職手当を除き、児童手当を含まない額。）とされています。令和6年度の予算書又はそれに代わる給与費の内訳書を提出してください。
また、理事長が定める率は、「1.000」として算定してください。
- (5) 概算負担金算定に係る端数処理については、次の①、②の2つの時点で円未満の切捨ての端数処理を行いますので間違いのないようにしてください。
- ① 「給与の総額」×「負担金割合」 = A (円未満切捨て)
- ② A×「理事長が定める率」 = 概算負担金額 (円未満切捨て)
- (6) 令和4年度の概算負担金額が令和4年度確定負担金額を超えたため、当該過納額を令和6年度概算負担金に充当することとした団体は、概算負担金の納付額に誤りがないよう注意してください。
- (7) 報告書様式の「算定基礎」の表中、その他の職員を計上した団体については、別紙様式により、医療従事職員及びその他の一般職員の内訳を回答してください（回答期限：令和6年4月12日（金））。医療従事職員がいない団体も、その旨を回答してください。なお、ここでいう医療従事職員は、病院、診療所など、医療法に規定する医療提供施設に勤務する職員とします。
- (8) 各団体からの報告書受領後、基金で内容を確認し、各団体へその結果を連絡しますので、連絡を待ってから送金をしてください。

担当 補償係
電話 082-513-2265
(担当者 伊勢)

(参考) 職種区分の取扱いについて

<負担金の職種区分(関係規定等)>

職種区分(基金定款別表第二)	職員の範囲(基金業務規程第33条)
①義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であつて、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担するもの
②義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員
③警察職員	都道府県警察の職員(国家公務員である職員を除く。)
④消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員
⑤電気・ガス・水道事業職員	電気事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員
⑥運輸事業職員	(略/本県該当なし)
⑦清掃事業職員	清掃事業に従事する職員
⑧船員	業務規程第23条の2第1項に規定する船員
⑨その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員

(参考/機関誌『災害補償』令和2年4月春号から抜粋)

⑤の電気・ガス・水道事業職員、⑥の運輸事業職員及び⑦の清掃事業職員の「事業に従事する職員」には、単一の事務を処理する当該事業の事務所において、その運営形態(直営・委託・一部)や規模の如何にかかわらず、直接その事業に従事する職員のほか、当該事業に関する事務に従事する職員をも含むものとされている。したがって、公営企業におけるいわゆる企業管理者も当然のことながら、それぞれの事業区分による事業に従事する職員に含まれることになる。このことは、1つの事業のみを行う一部事務組合においても同様であり、例えば、消防組合の職員は全て「消防職員」に、清掃事業組合の職員は全て「清掃事業職員」に含まれることになる。